

役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本サイクルスポーツセンター（以下「本センター」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員に対する退職金の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。

(支給要件)

第3条 退職金は、常勤役員が任務満了により退職し、又は辞任により退職したときは、その者に支給し、常勤役員が死亡したときは、その遺族に支給する。

(死亡退職の場合の受給者)

第4条 本人が死亡した場合の退職金の受給者は、次の順位により支給する。

- (1) 本人の遺言又はあらかじめ書面をもって本センター対し退職金を受け取る者を指定したときは、その指定された者
- (2) その他の場合は、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定に準じて支給する。

(退職金の額)

第5条 退職金の支給額は、在任期間1月につきその者の退職時における月額報酬の100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(再任の取扱い)

第7条 役員が任期満了の後、再び同一の役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

附 則

1. この規程は、平成24年12月10日に制定し、平成24年12月3日から適用する。
2. 改正後のこの規程は、平成27年4月1日から施行する。

(退職金支給割合の改正)

ただし、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)の前日に現に在職する役員が、施行日以降に退職した場合における退職金の額は、第5条の規定にかかわらず、当該退職の日における報酬月額に選任された日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の20の割合を乗じて得た額を保証するものとし、当該退職の日における在職期間1月につき改正後の退職金支給割合を乗じて得た額が前記保証額を上回った場合に改正後の規程を適用する。